

弘前市立中学校における部活動改革（地域展開）推進計画

令和7年4月3日
弘前市教育委員会

1 令和8年度以降の目指す姿

- ・ 現行の部活動を解体し、下の3種類の活動に再編する。
- ・ 顧問の希望制導入に向けた実施把握。

※国の動向等によっては、更新する。

実施主体		活動形態	運営の仕方等	指導者
1	学校以外	地域クラブ	・ 各団体の運営に従う。 ・ 地域サークル、地域ボランティア、公民館「こどもクラブ」、習い事等を含む。 [参加者] ・ 中学生の他、様々な世代が一緒に参画することも想定。 [活動時間] ・ 各クラブ・団体の設定による。	○ 各団体の指導者 ○ 希望する教員 ※ 兼職兼業届の提出
2	学校	学校クラブ（A又はB） 【現行部活動】	○ 休日も活動できる。 ○ 16:30以降（教員の勤務時間外）も指導できる。ただし、届出が必要。 【学校クラブA】 他校生も受け入れて活動できる。 【学校クラブB】 所属校の生徒のみで活動する。 [参加者] ・ 希望する中学校の生徒 [活動時間] ・ 19:00までに帰宅できる時間を設定する。 ・ 長くとも平日は2時間程度、休日は3時間程度とする。	○ 希望する教員 ※ クラブ指導の申告 ○ 部活動指導員 ※ 原則、単独指導 ○ 部活動アシスタント ※ 見守り保護者 ※ 部活動アシスタントは単独でクラブを組織できる。
3	学校	学校サークル（仮称）	○ 教員の勤務時間内での活動とする。 [参加者] ・ 希望する所属校の生徒	○ 所属校の教員

- ・ 全ての活動形態において「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）」を遵守していること。
- ・ 大会参加については、各大会主催者の大会参加条件による。

2 令和7年度の方針

できるところから、次年度に向けた改革を進める。

〈改革の視点例〉

- ① 顧問の希望制導入実施に向けた対応
- ② スポーツ・文化芸術クラブ等の開拓
- ③ 部活動指導員・部活動アシスタントの開拓
- ④ 時差出勤の現実的検討